

吹田市立博物館協議会委員募集要領

吹田市立博物館条例（平成４年吹田市条例第６号）第１０条に定める吹田市立博物館協議会（以下「協議会」という。）の委員について、広く市民の方の意見を頂くため、学識経験のある者として、博物館や地域の学びに関心があり、見識のある方を、下記のとおり募集します。

記

- １ 業務内容 吹田市立博物館（以下「博物館」という。）の運営に関し、館長の諮問に応ずる。
- ２ 応募資格 次の（１）～（５）の要件を全て満たす方
 - （１）博物館の運営に関する会議（平日昼間に年２回程度）に出席できる方
 - （２）市内在住・在勤・在学の方、又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う方
 - （３）１８歳以上の方
 - （４）本市の他の審議会等の委員になっていない方
 - （５）市職員でない方（会計年度任用職員を含む。）
- ３ 募集人数 ２人以内 選考あり
- ４ 任 期 令和８年１月から２年間
- ５ 報 酬 協議会出席の都度 ８，４００円
- ６ 応募方法
 - （１）市販の原稿用紙、便箋などに、名前（ふりがな）、年齢、住所、電話番号を記載したものに作文を添えて、応募してください。
※ 吹田市に住所を有しない方は、勤務先、学校又は事業所等の名称及び所在地も記載してください。
 - （２）作文のテーマ「地域博物館の市民連携について」（８００字程度）
なお、作文及び記載事項の書類はお返しできませんので、御了承ください。
- ７ 募集要領配布場所 吹田市立博物館
※ 吹田市立博物館ホームページからダウンロードできます。
- ８ 応募期日等 令和７年９月３０日（火）までに、博物館に直接提出又は郵送してください。（土日を除く。直接持参の場合は９時から１７時３０分、郵送の場合は９月３０日必着。）
- ９ 選考方法 教育委員会事務局地域教育部内で組織する博物館協議会委員選考委員会において選考します。
- １０ 審査基準
 - （１）課題の認識、とらえ方が適切か。
 - （２）理論の進め方が適切か。
 - （３）自分の意見を述べているか。
 - （４）考え方に偏りがいないか。
- １１ 結果発表 １１月中に応募者全員に通知します。
- １２ 応募先及び問い合わせ先
〒564-0001 吹田市岸部北４丁目１０番１号 吹田市立博物館
TEL（０６）６３３８－５５００ FAX（０６）６３３８－９８８６